

第7回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年7月7日(金)
開会 9時00分
閉会 9時40分
2. 場 所 市役所 第3会議室
3. 出 席 12名
4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	欠
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 7番 西山 哲

14番 副島 敏和

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	前田 真理子	書記	江口 隆星

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 29 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 30 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 31 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第 32 号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について

8. 報告事項

報告第 17 号	非農地証明願について
報告第 18 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否 かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。(挨拶)</p> <p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は堤委員と前田委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 西山 哲委員、14番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第17号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>6件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第29号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第29号	農地法第5条の申請について	4件	議案第30号	農地法第3条の申請について	13件	議案第31号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	6件	議案第32号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第17号	非農地証明願について	1件	報告第18号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	6件
議案第29号	農地法第5条の申請について	4件																	
議案第30号	農地法第3条の申請について	13件																	
議案第31号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	6件																	
議案第32号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																	
報告第17号	非農地証明願について	1件																	
報告第18号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	6件																	
<p>事務局</p>	<p>議案第29号 30番についてご説明します。</p> <p>議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから2ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が駐車場及びゴミ置場として利用するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、31番になります。</p> <p>図面は3ページから5ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が資材置場として利用するための申請です。</p>																		

事務局	<p>なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に資材置場として利用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、32番になります。</p> <p>図面は6ページから11ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が共同住宅建設をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、33番になります。</p> <p>図面は12ページから14ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が駐車場をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第29号 については以上4件です。</p>
議長	それでは30番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	お兄さんが来られて、横の宅地を売ってくれということでした。飛び地になるので、とのことでした。周りには影響のないところでしたので、承諾しました。ご審議をお願いします。
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、31番について担当委員の私から説明をいたします。</p>
担当委員	先月区長さんから電話がありまして、地主、区長と集まって話をしました。資材置き場としての申請でした。大雨のときも隣接に災害が起きたりするところではありません。ご審議をお願いします。
議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、32番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	場所は〇〇〇〇のすぐ近くです。共同住宅をつくりたいとのことでした。別に問題ないと思います。ご審議お願いします。
議長	32番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は〇〇〇〇、海岸のところですか。隣の畑で駐車場として使用されていたため、始末書が添付されています。別に迷惑のかかることはありません。ご審議お願いします。
議長	33番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請4件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第30号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第30号 13件について御説明いたします。 議案は3ページから5ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第30号 については以上13件です。
議長	議案第30号 について議案の3ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第30号 農地法第3条の申請については許可といたします。 続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件について説明をお願いします。
事務局	議案第31号 利用権設定の通年について御説明します。 議案の6ページに明細書を、7ページから12ページに農用地利用集積計画書を掲げております。 借受人が4名、貸付人が6名で、面積は田が36,489㎡、畑が17,68

事務局	<p>8 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとお りです。</p> <p>議案第31号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第31号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設 定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第31号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強 化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第32号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業 に伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 あっせん委員の指名について、御説明します。</p> <p>議案の13ページ 1番になります。</p> <p>図面は15ページになります。</p> <p>あっせん申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員にあ っせんをお願いするものです。</p> <p>議案第32号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
事務局	<p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあ っせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第32号 農業経営基盤強化促進法による農地売 買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定し ます。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第17号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第17号 非農地証明願について御説明します。</p> <p>議案の14ページ、3番になります。</p> <p>図面は16ページ、17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>〇〇〇〇頃、倉庫を建築されたものです。</p> <p>登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、倉庫</p>

事務局	<p>が建っていることを確認し、固定資産評価証明書により、建築されてから20年以上経過していることも確認できました。</p> <p>報告第17号 非農地証明願については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第17号 非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第18号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号 について御説明いたします。 議案は、15ページになります。</p> <p>1番、3番ないし6番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>2番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第18号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第18号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第7回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>